

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年5月10日

【計算期間】 第7期
(自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日)

【発行者名】 日本リテールファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 廣本 裕一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング20階

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
常務執行役員 南 俊一

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング20階

【電話番号】 03 (5293) 7081

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年11月25日提出の有価証券報告書に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第二部 投資法人の詳細情報

第5 投資法人の経理状況

1 財務諸表

〔注記事項〕

(重要な後発事象)

独立監査人の監査報告書

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部【投資法人の詳細情報】

第5【投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

〔注記事項〕

(重要な後発事象)

<訂正前>

第6期 自 平成16年9月1日 至 平成17年2月28日	第7期 自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日
1. 新投資口の発行 平成17年2月15日及び平成17年2月28日開催の役員会において、以下のとおり新投資口の発行を決議し、公募による新投資口については平成17年3月8日、第三者割当による新投資口については平成17年3月29日に、それぞれ、払込が完了いたしました。発行条件は以下のとおりとなっております。また、これらの新投資口の発行により、平成17年3月30日付の出資総額は162,448,096,160円、発行済投資口数の総数は279,502口となっております。	1. 新投資口の発行 平成17年9月5日及び平成17年9月6日開催の役員会において、以下のとおり新投資口の発行を決議し、平成17年9月14日に払込が完了いたしました。発行条件は以下のとおりとなっております。また、これらの新投資口の発行により、平成17年9月14日付の出資総額は181,557,646,160円、発行済投資口の総数は302,502口となっております。

(後略)

<訂正後>

第6期 自 平成16年9月1日 至 平成17年2月28日	第7期 自 平成17年3月1日 至 平成17年8月31日
1. 新投資口の発行 平成17年2月14日及び平成17年2月28日開催の役員会において、以下のとおり新投資口の発行を決議し、公募による新投資口については平成17年3月8日、第三者割当による新投資口については平成17年3月29日に、それぞれ、払込が完了いたしました。発行条件は以下のとおりとなっております。また、これらの新投資口の発行により、平成17年3月30日付の出資総額は162,448,096,160円、発行済投資口数の総数は279,502口となっております。	1. 新投資口の発行 平成17年9月5日及び平成17年9月6日開催の役員会において、以下のとおり新投資口の発行を決議し、平成17年9月14日に払込が完了いたしました。発行条件は以下のとおりとなっております。また、これらの新投資口の発行により、平成17年9月14日付の出資総額は181,557,646,160円、発行済投資口の総数は302,502口となっております。

(後略)

独立監査人の監査報告書

追記情報

<訂正前>

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は平成17年2月15日及び平成17年2月28日の役員会において新投資口の発行を決議し、公募による新投資口発行については平成17年3月8日に、第三者割当による新投資口発行については平成17年3月29日に、それぞれ、払込が完了している。

(後略)

<訂正後>

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は平成17年2月14日及び平成17年2月28日の役員会において新投資口の発行を決議し、公募による新投資口発行については平成17年3月8日に、第三者割当による新投資口発行については平成17年3月29日に、それぞれ、払込が完了している。

(後略)

独立監査人の監査報告書

平成17年5月18日

日本リテールファンド投資法人
役員会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀市郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清 水 毅
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている日本リテールファンド投資法人の平成16年9月1日から平成17年2月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リテールファンド投資法人の平成17年2月28日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は平成17年2月14日及び平成17年2月28日の役員会において新投資口の発行を決議し、公募による新投資口発行については平成17年3月8日に、第三者割当による新投資口発行については平成17年3月29日に、それぞれ、払込が完了している。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。